

(ポータルメッセージ施行)

福 号 外
平成23年6月13日

本庁各課(室)長
各地方機関の長
各教育機関の長 } 殿

福利課長
(公印省略)

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る
遺族補償年金等の請求があつた場合の取扱いについて（通知）

このことについて、別紙写しのとおり地方公務員災害補償基金企画課長から通知があ
りましたので、承知願います。

なお、各教育事務所におかれましては、貴管内市町村教育委員会あて周知願います。

担当 福利健康班 牛尾
TEL 022-211-3675
FAX 022-211-3695
行政無線 7-220-8-3675



地基企第24号
平成23年6月10日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長殿

地方公務員災害補償基金
企画課長

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る
遺族補償年金等の請求があった場合の取扱いについて

標記の件について、総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長より別添のとおり通知がありましたので、その実施に当たっては、下記に留意の上、その施行に遗漏のないよう願います。

記

1 対象となる給付の範囲について

この特例の対象となる「死亡に係る給付」とは以下のとおりであること。

- (1) 遺族補償年金（地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）第32条）
- (2) 遺族補償一時金（地公災法第36条）
- (3) 葬祭補償（地公災法第42条）
- (4) 障害補償年金差額一時金（地公災法附則第5条の2）
- (5) 遺族補償年金前払一時金（地公災法附則第6条）
- (6) 未支給の補償（地公災法第44条）
- (7) 福祉事業（地公災法第47条）

2 死亡推定される者について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（以下「震災」という。）により行方不明となった者で、生死が3月間分からぬ者又はその死亡が3月以内に明らかになり、かつ、その死亡の時期が分からぬものであること。

具体的には、

- (1) 震災により行方不明となり、生死が3月間分からぬ被災職員

- (2) 震災により行方不明となり、その死亡が3月以内に明らかとなったが、その死亡時期が分からぬ被災職員
- (3) 震災により行方不明となり、生死が3月間分からぬ遺族補償年金等の受給権者若しくは受給資格者又はその死亡が3月以内に明らかとなつたが、死亡時期が分からぬ遺族補償年金等の受給権者若しくは受給資格者
- が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「特財法」という。）第23条の規定により死亡推定される者となること。

3 死亡推定に係る具体的な事務について

- (1) 震災により行方不明となり、生死が3月間分からぬ被災職員等に係る確認事務については、次によること。
- ① 被災職員等の戸籍謄本等を確認し、死亡届が提出されていないことを確認すること。
 - ② 請求者より以下の書類を提出させ行方不明であることを確認すること。
 - ア 請求者の申立書（別紙1参照）
 - イ アを補完するものとして以下に掲げる書類のいずれかの書類
 - a 第三者（任命権者、所属部局の長等）の申立書（任意様式）
 - b 特財法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく遺族共済年金等）の支給決定通知書
 - c 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類
 - d その他これらに準じる書類
 - （例）条例により退職手当について死亡推定の特例を設けていれば、それが適用されていることの分かる人事異動通知書の写し等
 - (2) 震災により行方不明となり、死亡が3月以内に明らかになつたが、その死亡時期が分からぬ被災職員等に係る確認については、次によること。
 - ① その者の死亡について、死亡診断書、戸籍謄本等により死亡日を確認すること。
 - ② 上記①の方法により確認ができない場合には、請求者より以下

の書類を提出させ確認すること。

ア 請求者の申立書（別紙2参照）

イ アを補完するものとして以下に掲げる書類のいずれかの書類

- a 第三者（任命権者、所属部局の長等）の申立書（任意様式）
- b 特財法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく遺族共済年金等）の支給決定通知書
- c 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類
- d その他これらに準じる書類

(3) 震災により行方不明となり、生死が3月間分からぬ遺族補償年金等の受給権者若しくは受給資格者又はその死亡が3月以内に明らかとなつたが、死亡時期が分からぬ遺族補償年金等の受給権者若しくは受給資格者に係る確認事務については、(1)及び(2)に準じて行うこと。

4 死亡の事実に関する事後確認について

3 (1) 及び (1) に準じて行う (3) の場合において、死亡の推定により補償等が行われた者については、適正な補償等の給付の観点から、死亡推定される日から概ね1年を経過した時点において、戸籍謄本等を確認し、死亡の届出が行われているかを確認すること。

5 死亡推定後に生存が判明した場合の取扱いについて

死亡推定後に当該行方不明者の生存が判明した場合には、死亡推定を前提とした補償等の給付の支給決定を取消し、既に支給された補償等の給付がある場合には、その返納を求めるここと。

総行安第95号
平成23年6月9日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族補償等の請求があつた場合等の取扱いについて（行方不明者であることの調査手法関係）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「震災」という。）による災害により行方不明となった者に係る遺族補償等の請求を受けた場合の取扱いについては、下記のとおりであり、遗漏無きよう取り扱われたい。

記

- 1 震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して3カ月間わからぬ事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の（1）及び（2）の書類により確認すること。
 - (1) 請求者の申立書
 - (2) (1)を補完するものとして以下に掲げる書類のいずれかの書類
 - ① 第三者（任命権者、所属部局の長等）の申立書
 - ② 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）における同様の死亡推定の特例規定を適用し、支給決定された共済年金等の給付の支給決定通知書
 - ③ 行方不明であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことがわかる書類
 - ④ その他これに準じる書類
- 2 震災による災害により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して3カ月間以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ事実については、その者の死亡に関して市町村長に提出された死亡診断書等のほか、記1(1)及び(2)に掲げる書類により確認すること。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室公務災害補償係
担当：酒井係長、小林事務官
電話 03-5253-5560

